

組 合 規 約

福岡県医師国民健康保険組合

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、この組合の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、福岡県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、主たる事務所を福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号福岡県医師会館内に置く。

(地 区)

第4条 組合は、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、及び山口県の区域内の市町村の区域をその地区とする。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、福岡県医報に掲載して行う。

第2章 組 合 員

(組合員の範囲)

第6条 組合員は、医療に従事する福岡県医師会会員である医師及び当該医師が開設者又は管理者である医療機関に勤務する者で、第4条の地区内に住所を有する者とする。

(組合員の種別)

2 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。ただし、第11条第1項の規定により届け出た者は、この限りではない。

3 組合員が、医療に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

第7条 組合員は、次の二種とする。

- 一 甲種組合員
- 二 乙種組合員

2 甲種組合員は、福岡県医師会会員である医師とし、乙種組合員は、甲種組合員に雇用されている者とする。

(被保険者の範囲)

第8条 組合は、組合員及び組合員の世帯に属する者をもって被保険者とする。ただし、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者は、この限りではない。

(加入の申込)

第9条 組合に加入しようとする者は、別に定める書面をもってその旨を組合に申込まなければならない。

2 前項の申込みをした者は、理事が申込みを受理した日に組合員又は被保険者となる。

3 前項の受理は、第1項の申込みをした日から30日以内にしなければならない。

(変更の届出)

第10条 前条により届出た事項及び健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項のただし書の規定による承認に関する事項に変更があったときは、別に定める書面をもって、その旨を組合に届出なければならない。

(後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出)

第11条 高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者となった甲種組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

2 前項に規定する組合員が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、別に定める書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱 退)

第12条 組合員は、組合を脱退するにはあらかじめ通知しなければならない。

2 甲種組合員が、被保険者の資格を喪失したときは、当該組合員に雇用されている乙種組合員及びその世帯に属する被保険者は、同時にその資格を失う。

(除 名)

第13条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決により除名することができる。

一 正当な理由がないのに、保険料の納付期日後6カ月を経過したにもかかわらず保険料を完納しないとき。

二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込みに当たって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

第3章 保 険 給 付

(一部負担金)

第14条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 一 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合は、10分の3とする。
- 二 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合は、10分の2とする。
- 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）は、10分の2とする。
- 四 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合は、10分の3とする。

（出産育児一時金）

第15条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要であると認めるときは、別に定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号。）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し又は例による場合を含む。）、又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第16条 組合は、被保険者が死亡したときは、主としてその者の葬祭を行う者に対し次の各号に掲げる額を葬祭費として支給する。

- 一 甲種組合員（第11条第1項に該当する組合員を除く。）が死亡したとき
300,000円
- 二 乙種組合員並びに組合員の世帯に属する者が死亡したとき
100,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

- 3 甲種組合員が、疾病又は負傷により業務に従事することができなくなった日から起算して20日以内に死亡したときは、60,000円を加算して支給する。

（傷病手当金）

第17条 組合は、甲種組合員（第11条第1項に該当する組合員を除く。）が疾病又は負傷により、業務に従事することができなくなったときは、その業務に従事することができなくなった日から起算して3日を経過した日から1日につき、6,000円を傷病手当金として支給する。ただし、前条第3項の規定による葬祭費を加算したときは、これを支給しない。

- 2 傷病手当金の支給期間は疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給をはじめた日から起算して180日をもって限度とする。
- 3 傷病手当金の支給が満了となったときは、その満了となった日から起算して2カ年を経過した日から再び1日につき3,000円を前項に規定する期間支給する。
- 4 前項に規定する支給期間が満了したときは、その満了となった日から起算して2カ年を経過した日から再び1日につき1,500円を第2項に規定する期間給付する。
但し、この支給期間が満了したときは、以後の支給は行わない。
- 5 組合は、乙種組合員が疾病又は負傷により療養の給付を受けている場合において、その療養のため入院したときは、入院した日から退院した日まで1日につき3,000円を支給する。
- 6 傷病手当金の支給期間は疾病又は負傷及びこれに発した疾病に関しては、その支給をはじめた日から起算して90日をもって限度とする。
- 7 傷病手当金の支給が満了となったときは、その満了となった日から起算して2カ年を経過した日から再び前項の規定する期間支給する。
- 8 傷病手当金の受給資格は、本組合に加入した日から91日目に取得する。

第4章 保 健 事 業

第18条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（この章において以下「被保険者等」という。）の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 健康教育
- 二 健康相談
- 三 健康診査
- 四 その他被保険者等の健康保持増進又は保険給付のために必要な事業

2 組合は被保険者等の療養環境の向上又は保険給付のため次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 療養のために必要な用具の貸付け
- 二 その他被保険者等の療養環境の向上又は保険給付のための必要な事業

第19条 前条に定めるもののほか、保険給付並びに保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

（死亡見舞金）

第20条 組合は、組合員が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、第16条第1項及び第3項の規定に準じて死亡見舞金として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、死亡見舞金の支給は、同一の死亡につき、第16条に規定する葬祭費又はこれに相当する給付を受けることができる場合、又は高齢者医療確保法の規定により、後期高齢者医療広域連合が行うこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(傷病見舞金)

第21条 組合は、組合員が疾病又は負傷により、業務に従事することができなくなったときは、第17条第1項から第4項までの規定に準じて傷病見舞金として支給する。ただし、第17条に規定する傷病手当金の支給をうけていた場合、その支給期間を引継ぐものとする。

2 前項の規定にかかわらず、傷病見舞金の支給は、第17条の規定による傷病手当金の支給を受けることができる場合、又は前条の規定による死亡見舞金を加算した場合には、行わない。

第22条 被保険者等でない者に、第18条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第23条 甲種組合員は、保険料として、次の区分による額と、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下、「介護納付金賦課被保険者」という。)一人につき、算定した額の介護納付金保険料及び被保険者一人につき、算定した額の後期高齢者支援金保険料の合算額を毎月組合に納付しなければならない。

一 甲種組合員(次号に掲げる組合員を除く)一人につき	20,500円
二 甲種組合員(第11条第1項に該当する組合員)一人につき	3,000円
三 乙種組合員一人につき	11,000円
四 その他の被保険者一人につき	6,000円

2 前項の介護納付金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき介護納付金の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における介護納付金賦課被保険者の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。

3 第1項の後期高齢者支援金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における被保険者の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。

4 前二項の規定により介護納付金保険料及び後期高齢者支援金保険料の額を決定したときは、理事長は、第5条の規定に基づき、速やかに公告するものとする。

(賦課期日)

第24条 保険料の賦課期日は、毎月1日とする。

(納期)

第25条 保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

(保険料の変更)

第26条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者がある場合、又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から第23条の規定に基づき算定した額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合、又は組合員の世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少のあった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、第23条の規定に基づき算定した額とする。

(納付告知)

第27条 保険料の額が決定したときは、理事長は速やかにこれを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第28条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき、10円を徴収することができる。

(延滞金)

第29条 納期までに保険料を納付しない組合員があるときは、当該保険料の額にその納付期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は延滞金を徴収しない。

一 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。

二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。

三 その他特別の事由があると理事長が認めたとき。

(保険料の納付期限の延長)

第30条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を、一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。

一 納付義務者が、その資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。

三 納付義務者がその事業又は業務について莫大な損害を受けたとき。

四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第31条 理事長は、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対し、必要があると認められる場合は、保険料を減免することができる。

第6章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第32条 組合会議員の定数は、37名とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第33条 組合会議員は、甲種組合員が各選挙区においてこれを選挙する。

2 選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを別に定める。

(任期)

第34条 組合会議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、あらたに選挙された議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第35条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

一 特別積立金の繰替使用。

二 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更。

三 その他必要な事項。

(組合会の種類)

第36条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第37条 通常組合会は、毎年7月において理事会の議決により招集しなければならない。

第38条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)

第39条 組合会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急決議)

第40条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第27条第1項に掲げる事項については、この限りでない。

(組合会議長、副議長)

第41条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第42条 組合会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び組合会議員2名が署名しなければならない。

第7章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第43条 理事の定数は、11名とする。

2 監事の定数は、3名とする。

(理事長)

第44条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(常務理事)

第45条 理事のうち2名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時組合を管理し、次の事項を専決して行うほか、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

一 組合員及び被保険者の資格に関する事項。

二 保険給付に関する事項。ただし、保険給付をしないことの決定を除く。

三 収入支出の決定に関する事項。

四 その他定例又は軽易な事項。

(法令遵守(コンプライアンス)担当理事)

第46条 理事のうち一名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守(コンプライアンス)担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第47条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第48条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3カ月以内に補充しなければならない。

(理事の職務)

第49条 理事は、法令、規約及び組合会の議決を尊重し、組合のため、忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事長は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第50条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第51条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、その組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第52条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用の弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(役員解任)

第53条 甲種組合員は、甲種組合員総数の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から1週間前までに、その請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、この請求に係る役員はその職を失う。

(顧問)

第54条 組合に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応えるとともに、組合会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、報酬を支給し、費用を弁償することができる。報酬及び費用の弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

5 顧問の任期は、役員任期に準ずる。

(職員)

第55条 この組合に、次に掲げる職員を置く。

一 事務長 1名

二 主事 若干名

三 主事補 若干名

2 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

3 事務長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。

4 職員は、理事長が任免する。

5 職員は、事務長の事務を補佐する。

6 職員の身分並びに給与は、理事長が定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第56条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

第57条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

一 組合会の招集及び組合会に提出する議案。

- 二 組合業務運営の具体的方針の決定。
- 三 業務執行に関する事項で、理事会において必要と認めた事項。
- 四 その他この規約に定める事項。

(理事会の議事)

第58条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第59条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事2名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(契約その他の書類の備付及び閲覧)

第60条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

- 2 組合員は、いつでも理事に対し前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(経費の支弁)

第61条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 一 保険料並びに使用料及び手数料
- 二 補助金
- 三 寄附金その他の収入

(特別会計)

第62条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(財産の管理及び帰属)

第63条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 二 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 三 現金は、金融機関に預け入れること。
- 四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

2 組合が解散したときは、その残余財産は、組合の母体である社団法人福岡県医師会に帰属する。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第64条 理事は、通常組合会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。

(会計帳簿等の閲覧)

第65条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第10章 雑 則

(規則及び規程)

第66条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

(積立金)

第67条 組合は、法に定めるもののほか、次に掲げる積立金をすることができる。

一 職員退職死亡給与金積立金

第11章 罰 則

(罰 則)

第68条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者の対し、10万円以下の過怠金を課する。

第69条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過怠金を課する。

第70条 組合は、偽りその他不正行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課することができる。

第71条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第72条 第68条から第71条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納付期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

1. この規約は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規約による第29条及び附則第3項の規定は、この規約の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。
(延滞金の割合の特例)
3. 第29条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

制 定	昭和 33 年 4 月 1 日	改 正	平成 4 年 4 月 1 日
改 正	昭和 34 年 1 月 1 日	改 正	平成 6 年 4 月 1 日
改 正	昭和 34 年 8 月 1 日	改 正	平成 6 年 10 月 1 日
改 正	昭和 36 年 4 月 1 日	改 正	平成 7 年 4 月 1 日
改 正	昭和 37 年 4 月 1 日	改 正	平成 8 年 4 月 1 日
改 正	昭和 38 年 4 月 1 日	改 正	平成 9 年 4 月 1 日
改 正	昭和 39 年 4 月 1 日	改 正	平成 10 年 4 月 1 日
改 正	昭和 40 年 4 月 1 日	改 正	平成 11 年 4 月 1 日
改 正	昭和 41 年 4 月 1 日	改 正	平成 12 年 4 月 1 日
改 正	昭和 42 年 4 月 1 日	改 正	平成 13 年 4 月 1 日
改 正	昭和 43 年 4 月 1 日	改 正	平成 14 年 10 月 1 日
改 正	昭和 44 年 4 月 1 日	改 正	平成 15 年 4 月 1 日
改 正	昭和 45 年 4 月 1 日	改 正	平成 16 年 4 月 1 日
改 正	昭和 46 年 4 月 1 日	改 正	平成 17 年 4 月 1 日
改 正	昭和 47 年 4 月 1 日	改 正	平成 18 年 4 月 1 日
改 正	昭和 48 年 4 月 1 日	改 正	平成 18 年 10 月 1 日
改 正	昭和 49 年 4 月 1 日	改 正	平成 19 年 4 月 1 日
改 正	昭和 50 年 4 月 1 日	改 正	平成 20 年 4 月 1 日
改 正	昭和 51 年 4 月 1 日	改 正	平成 21 年 1 月 1 日
改 正	昭和 52 年 4 月 1 日	改 正	平成 21 年 10 月 1 日
改 正	昭和 53 年 4 月 1 日	改 正	平成 23 年 4 月 1 日
改 正	昭和 54 年 4 月 1 日	改 正	平成 24 年 4 月 1 日
改 正	昭和 55 年 4 月 1 日	改 正	平成 25 年 4 月 1 日
改 正	昭和 56 年 4 月 1 日	改 正	平成 26 年 4 月 1 日
改 正	昭和 57 年 4 月 1 日	改 正	平成 27 年 1 月 1 日
改 正	昭和 57 年 4 月 28 日	改 正	平成 28 年 4 月 1 日
改 正	昭和 58 年 4 月 1 日	改 正	平成 29 年 4 月 1 日
改 正	昭和 60 年 4 月 1 日	改 正	平成 30 年 4 月 1 日
改 正	昭和 62 年 4 月 1 日		
改 正	昭和 62 年 10 月 26 日		
改 正	昭和 63 年 4 月 1 日		